

養育費は、こどもの成長を支えるとても大切な費用です

福山市養育費確保支援事業費補助金

福山市ではひとり親の生活の安定や、こどもの福祉の増進のため、養育費の請求に必要な公正証書の作成、家庭裁判所への申立て等に要した費用の一部を補助します。

対象者

申請時にひとり親で、福山市に在住し、次の要件を満たす方

- 1 養育費の取り決め等の対象となる児童を現に扶養している
- 2 養育費の取り決め等に係る経費を負担している
- 3 養育費に関するほかの補助金を受けていない

対象経費

公正証書作成費用補助金

強制執行認諾条項付の公正証書の作成にかかった費用

*公証人手数料
43,000円まで

弁護士費用補助金

弁護士等と契約して、家庭裁判所で養育費に係る調停・財産開示・強制執行を行うためにかかった費用

*手数料など
100,000円まで（着手金）
50,000円まで（実費）

養育費保証契約費用補助金

保証会社と契約して養育費保証契約を結ぶために必要な保証料
※月額保証料は含みません。

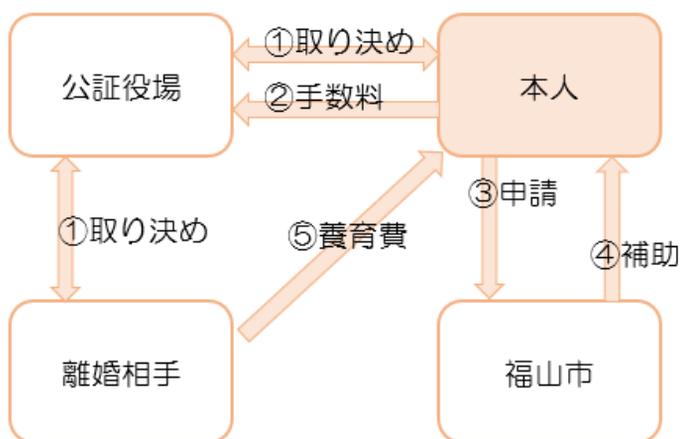
*初回保証料
50,000円まで

申請期限

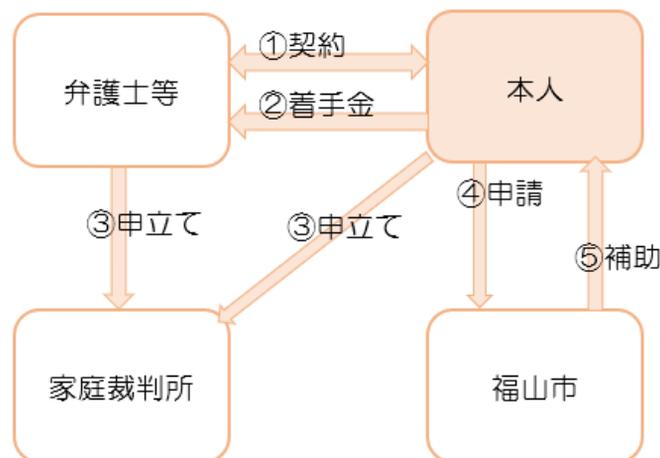
契約した日（公正証書の場合は作成した日）から起算して6か月以内 ※2025年4月1日以降のものに限ります。

申請の流れ（例）

■公正証書作成費用補助金



■弁護士費用補助金



養育費とは

養育費とは、こどもを監護・教育するために必要な費用をいいます。
親のこどもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、強い義務（生活保持義務）だとされています。

こどもに対し、親として経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることはとても大切です。

養育費の取決めについて

養育費は、こどもと離れて暮らすことになる親とこどもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

養育費の取決めは、後日その取決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束でなく、書面に残しておくようにしましょう。

ひとり親家庭等就業・自立支援センター

母子・父子自立支援員等が、養育費に関する問題について相談に応じています。そのほか、就業相談、生活相談にも対応します。

また、生活状況やニーズに応じた、母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行います。

問合せ

福山市ネウボラ推進課 子育て支援担当
（ひとり親家庭等就業・自立支援センター）
〒720-8501
広島県福山市東桜町3番5号（084-928-1053）

詳しい申請の流れや
申請書はこちら

